

平成25年4月から町税の納付書が変わります

町では、納税者の皆さんの利便性を確保し、税収の向上を図るため、平成25年4月からコンビニエンスストア(以下コンビニ)各店とゆうちょ銀行(郵便局)の窓口・ATMでも町税が納付できるように、納付書を変更します。

■税金がコンビニエンスストアでも郵便局でも納められます

対象の税目は、**町税(町県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の4税)**で、コンビニでもゆうちょ銀行(郵便局)でも納付ができるようになります。

納付書に記載してあるコンビニなら、全国どこでも休日や夜間でも手数料不要で納付ができますので、ぜひご利用ください。

■納付書の様式が新しくなります

コンビニ収納の開始により、納付書の用紙が新しくなります。(次頁参照)

コンビニで使用できる納付書は、「バーコードが印刷されているもの」「納付書1枚の金額が30万円以下のもの」「コンビニ取扱期限が過ぎていないもの」などに限ります。コンビニで利用できない納付書は、これまでどおり富士川町役場会計課、富士川町指定金融機関等の窓口で納付ができます。また、新たにゆうちょ銀行(郵便局)でも納付ができるようになります。

新しい納付書は、納期ごとに1枚ずつバラバラになっています。納付する際は、各納期限をお間違えにならないよう、納付書に記載されている各納期と納期限をご確認のうえ、コンビニや金融機関で納付してください。

各納期の納付書を、ホチキスなどで留めるとコンビニやゆうちょ銀行(郵便局)では使用できなくなりますので、ご注意ください。

口座振替の方の場合は、通知書のみが郵送されますので、納期限日前に預金残高の確認をお願いします。

■取り扱いコンビニ一覧(全国の各店舗)

セブン-イレブン デイリーヤマザキ ローソン ファミリーマート ヤマザキデイリーストア
ー サークルK サンクス ミニストップ スリーエフ コミュニティ・ストア 生活彩家
くらしハウス スリーエイト エブリワン セーブオン MMK 設置店 ココストア
スーパー北海道 タイエー セイコーマート ハセガワストア ポプラ ヤマザキスペシャル
パートナーショップ

■コンビニ納付の流れ

納付書がコンビニで納付できるかを確認してください。

コンビニで納付できる税目は、「町県民税」「固定資産税・都市計画税」「軽自動車税」「国民健康保険税」です。

↓

納付書に記入されている税目、金額、第○期分かを確認して、店員にお渡しください。
バーコードの読み取り後、納付をしてください。

↓

領収書とレシートを必ず受け取って、大切に保管してください。
レシートを受け取ることで、収納ミスや事故防止につながります。

【注意】コンビニで使用できない納付書

- バーコードのない納付書や、破損や汚れ等でバーコードを読み取れない納付書
- 納付書の金額を訂正した場合
- コンビニ取扱期限が過ぎた納付書（取扱期限の納期限は異なります）
- 納付書1枚の納付額が30万円を超える場合
- 平成25年3月までに発行された納付書（コンビニでの納付を希望する場合は、税務課または町民生活課へご連絡ください）

■コンビニで納付するときのポイント

1 税金の期別(納付書)を明確にして、納付してください

- コンビニでは、納付書の記載内容は確認せずに、バーコードを読み取るだけです。
- 手持ちの現金不足による納税の取りやめは、収納上のトラブルに繋がることがあります。
納付の際には、不足のないよう現金を用意してから、納付書をだしてください。

2 領収証書を必ず受け取り、大切に保管してください

- 領収証書は、あなたの納税・支払を、法律的に証明する大切な書類です。
- 受け取った領収証書の日付、チェーン名、店名が判別できることを確認し、もしも不明瞭な場合には、店員まで申し出てください。

3 レシートを必ず受け取ってください

- コンビニでは、レジの「合計」キーを押下するとレシートが発行されると同時に、チェーン

の本部などへ、収納データ(情報)を転送させる効果を持ちます。

○このため、レシートを受け取ることは、収納ミスや事故の防止に重要な役割を果たします。

■口座振替をご利用ください

町税等の納付には、より便利で確実な口座振替もご案内しています。

町指定の金融機関へ手続きをしていただくだけで、各納期限にご指定の口座から引き落としされます。

残高不足などの理由によって振替できなかった場合は、その納期分についてのみ現金用納付書で納付してください。

■コンビニ収納についての Q&A

Q1 納付書がバラバラの単票で送られてきましたが、どうしてですか？

A1 以前の納付書では、コンビニでは取り扱いができないため納付書を変更しました。
納付の際は、必ず納付する期別の納付書のみを支払い窓口に出してください。

Q2 コンビニで納付する際に、手数料はかからないのですか？

A2 納税者に手数料はかかりません。コンビニの手数料は町が負担いたします。

Q3 領収書が小さく扱いづらいが、どうしてですか？

A3 「標準料金代理収納ガイドライン」によってコンビニ収納の様式が決まっているため、領収書サイズは変更できません。領収書とレシートの管理は大変お手数ですが、各自で大切に保管して下さるようお願いいたします。

Q4 町外のコンビニでも納付ができますか？

A4 納付書の裏面に記載されている店舗であれば、納付可能です。

Q5 バーコードが印字されている納付書は、コンビニ以外で納付はできないのですか？

A5 これまでどおり金融機関等でも納付できます。
金額の訂正がなければ、ゆうちょ銀行(郵便局)でも可能です。

Q6 1期を納めるつもりで、2期の納付書で納めてしまった場合は、どうなりますか？

A6 2期の納付書で納めた場合は2期分として収納されますので、1期分の納付をお願いします。

Q7 コンビニ収納に対応した納付書に記載されている納期限を過ぎてしまいましたが、まだコンビニで納付することはできますか？

A7 取扱期限を過ぎた納付書は、コンビニで納付できません。

町の指定金融機関等では納付できますが、コンビニ納付を希望される方は、納付書を再発行しますので、税務課までご連絡ください。

ただし、税額や納期限からの経過日数によっては、督促手数料や延滞金が加算される場合があります。

Q8 コンビニで納めた場合、車検用の納税証明書は、どうなりますか？

A8 コンビニで納められても、これまでどおり使用できます。

ただし、ゆうちょ銀行(郵便局)のATMで納付した場合は、証明書が使用できませんので、領収印が押印済みの領収書を役場税務課へお持ちください。

Q9 コンビニ納付も便利ですが、他に納付の方法がありますか？

A9 町税の納付方法は、コンビニ納付の他にゆうちょ銀行(郵便局)の窓口・ATMでも納付できるようになります。また、これまでどおり町の指定金融機関等の窓口での納付と口座振替の方法があります。口座振替をご利用いただければ、窓口やコンビニで納める手間がなく、確実に納めることができますので大変便利です。